

総社市職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市規則第 2 7 号

総社市職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

総社市職員等の旅費支給規則（平成 1 7 年総社市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削り、移動後号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式を同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式とする。

改 正 後	改 正 前
（<u>旅行命令等の変更を受けた場合等</u>における旅費） 第 1 条 総社市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 4 3 号。以下「条例」という。）第 3 条第 6 項の規定により支給する旅費の額は、<u>次の各号に定める額とする。</u> （<u>1</u>）<u>鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条及び第 1 5 条第 1 項各号に掲げる各費用について、当該各条の規定</u>	（<u>旅行取消等の場合</u>における旅費） 第 1 条 総社市職員等の旅費に関する条例（平成 1 7 年総社市条例第 4 3 号。以下「条例」という。）第 3 条第 6 項の規定により支給する旅費の額は、<u>鉄道賃、船賃、航空賃若しくは車賃又はホテル、旅館その他の宿泊施設へ予約するために支払った金額で、所要の払戻し手続を採ったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額とする。ただし、その額は、その支給を受けた者が当該旅行について条例により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、車賃又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>により計算した額と、現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該費用ごとのいずれか少ない額の合計額</u> <u>(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、赴任滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種類について条例第7条、第16条、第17条、第19条、第20条及び第21条の規定により計算した額と、現に支払った額で所要の払戻しをとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消しをとったにもかかわらずなお支払う必要がある額とを比較し、当該種類ごとの費用のいずれか少ない額の合計額</u> <u>(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認めた額（旅費額を喪失した場合における旅費）</u> 第2条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、<u>次の各号に定める額とする。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。</u> (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券及び航空券等で当該旅行について購入したものを含む。<u>次号において同じ。</u>）の全部を喪失した場合には、<u>その喪失したとき以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額</u> (2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、<u>前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額</u> (路程) 第4条 旅費の計算上必要な路程は、別に市長が定める路程のほか、<u>地方公共団体の長その他信頼するに足る者により証明されたものとする。</u>	(旅費喪失の場合における旅費) 第2条 条例第3条第7項の規定により支給する旅費の額は、<u>次に規定する額による。ただし、その額は現に喪失した旅費額を超えることができない。</u> (1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。<u>以下本条において同じ。</u>）の全部を喪失した場合にはその喪失したとき以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額 (2) 現に所持していた旅費額（<u>切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額</u>）を差し引いた額 (路程の計算) 第4条 旅費の計算上必要な路程の計算は、次の区分に従い、当該各号に掲げるところにより行うものとする。 (1) 鉄道 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条に規定する鉄道運送事業者の調に係る鉄道旅客貨物運賃算出表に掲げる路程 (2) 水路 保安庁の調に係る距離表に掲げる路程 (3) 航空路 別に市長の定めるところによる。 (4) 陸路 別に市長の定めるところによる。

改 正 後	改 正 前																																	
<u>(旅行命令等の変更の申請)</u> 第5条 略 (旅費請求の手続等) 第6条 条例第10条第1項に規定する旅費請求書の様式は、市長が別に定める。 2 条例第10条第1項に規定する旅費精算には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。 第7条 条例第10条第2項に規定する精算の期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日から10日以内とする。 2 条例第10条第3項に規定する返納の期間は、精算による過払金の返納の通知の日から5日以内とする。 別表（第6条関係） <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>添付する資料</th></tr><tr><td>1 鉄道賃</td><td>条例第12条に掲げる費用</td><td>運賃の額又はその支払を証明するに足る資料</td></tr><tr><td>2 船賃</td><td>条例第13条に掲げる費用</td><td>運賃の額又はその支払を証明するに足る資料</td></tr><tr><td>3 航空賃</td><td>条例第14条に掲げる費用</td><td>運賃の額又はその支払を証明するに足る資料</td></tr><tr><td>4 その他の交通費</td><td>条例第15条第1項に掲げる費用</td><td>運賃の額又はその支払を証明するに足る資料</td></tr><tr><td>5 宿泊費</td><td>条例第16条に掲げる費用</td><td>その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合はその記載がある資料）</td></tr><tr><td>6 包括宿泊費</td><td>条例第17条に掲げる費用</td><td>・その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合は</td></tr></table>	区 分		添付する資料	1 鉄道賃	条例第12条に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料	2 船賃	条例第13条に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料	3 航空賃	条例第14条に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料	4 その他の交通費	条例第15条第1項に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料	5 宿泊費	条例第16条に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合はその記載がある資料）	6 包括宿泊費	条例第17条に掲げる費用	・その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合は	<u>2 前項の規定により路程を計算し難い場合には、地方公共団体の長その他当該路程の計算について信頼するに足る者の証明により路程を計算することができる。</u> 第5条 略 (旅費請求の手続等) 第6条 条例第12条第1項に規定する旅費請求書の様式は、市長が別に定める。 2 条例第12条第1項に規定する旅費精算には、別表に掲げる書類を添付しなければならない。 第7条 条例第12条第2項に規定する精算の期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行の完了した日から10日以内とする。 2 条例第12条第3項に規定する返納の期間は、精算による過払金の返納の通知の日から5日以内とする。 別表（第6条関係） <table><tr><td>1 条例第3条第6項に規定する旅費</td><td>損失額、旅行命令等の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類</td></tr><tr><td>2 条例第3条第7項に規定する旅費</td><td>交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明するに足る書類</td></tr><tr><td>3 条例第17条第1項ただし書に規定する車賃</td><td>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類</td></tr><tr><td>4 条例第18条ただし書の規定による宿泊の場合における日当及び条例第19条第2項に規定する宿泊料</td><td>公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類</td></tr><tr><td>5 条例第20条第2項に規定する食卓料</td><td>その支払を証明するに足る書類</td></tr><tr><td>6 条例第22条ただし書に規定する</td><td>公務上の必要又は天災その他やむ</td></tr></table>	1 条例第3条第6項に規定する旅費	損失額、旅行命令等の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類	2 条例第3条第7項に規定する旅費	交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明するに足る書類	3 条例第17条第1項ただし書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類	4 条例第18条ただし書の規定による宿泊の場合における日当及び条例第19条第2項に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類	5 条例第20条第2項に規定する食卓料	その支払を証明するに足る書類	6 条例第22条ただし書に規定する	公務上の必要又は天災その他やむ
区 分		添付する資料																																
1 鉄道賃	条例第12条に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料																																
2 船賃	条例第13条に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料																																
3 航空賃	条例第14条に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料																																
4 その他の交通費	条例第15条第1項に掲げる費用	運賃の額又はその支払を証明するに足る資料																																
5 宿泊費	条例第16条に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合はその記載がある資料）																																
6 包括宿泊費	条例第17条に掲げる費用	・その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合は																																
1 条例第3条第6項に規定する旅費	損失額、旅行命令等の取消し又は旅費の支給を受けることができる者の死亡及び扶養親族であることを証明する書類																																	
2 条例第3条第7項に規定する旅費	交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明するに足る書類																																	
3 条例第17条第1項ただし書に規定する車賃	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類																																	
4 条例第18条ただし書の規定による宿泊の場合における日当及び条例第19条第2項に規定する宿泊料	公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情を証明する書類																																	
5 条例第20条第2項に規定する食卓料	その支払を証明するに足る書類																																	
6 条例第22条ただし書に規定する	公務上の必要又は天災その他やむ																																	

改 正 後			改 正 前	
		その記載がある資料) ・その移動に係る交通費の内容を証明するに足る資料	鉄道賃，船賃又は車賃	を得ない事情を証明する書類及びその支払を証明するに足る書類
7 転居費	条例第19条に掲げる費用	・その支払を証明するに足る資料 ・転居を証明する資料 ・同居する家族であることを証明する資料 (家族の転居に要する費用を含む場合に限る。)		
8 赴任滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	条例第20条に掲げる費用	その支払を証明するに足る資料（朝食代又は夕食代を含む場合はその記載がある資料)		
9 家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）	条例第21条第1項に掲げる費用	・請求する種類に相当するものに応じた1の項から6の項及び8の項に規定する資料 ・移転を証明する資料 ・同居する家族であることを証明する資料		
10 条例第23条に規定する旅費		・請求する種類に相当するものに応じた前各項に規定する資料 ・退職等の事由を証明する資料 ・所定の期間内に退職等に伴う旅行をしたことを証明するに足る資料 ・旅行中に退職等とな		

改 正 後		改 正 前	
	ったことを証明する資料		
11 条例第24条に規定する旅費	・請求する種類に相当するものに应じた1の項から9の項までに規定する資料 ・職員の死亡及び死亡地を証明する資料 ・遺族であることを証明する資料		
12 条例第3条第6項に規定する旅費	・損失となる金額又は支出を要する金額を証明するに足る資料 ・条例第3条第1項, 第2項, 第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が死亡した場合は, 死亡したことを証明する資料 ・同居する家族であることを証明する資料 (転居費のうち家族の転居に要する費用又は家族移転費に相当するものを含む場合に限る。)		
13 条例第3条第7項に規定する旅費	交通機関の事故により旅費額を喪失したこと及び喪失額を証明するに足る書類		
別記様式 (第3条関係)		別記様式 (第3条関係) 略	

改 正 後	改 正 前
(別紙のとおり)	

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、総社市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例（令和 8 年総社市条例第 5 0 号）附則第 1 項ただし書の規定の施行に伴う改正規定は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

旅行命令（依頼）書

年度		会計		命令 年月日		年 月 日					
所属			職名		氏名				受命印		
月日	出発地	経 路				目 的 地		宿泊（到着）地			
用務	(主なもの)					旅 費 支給額	円				
総社市職員等の旅費 に関する条例第26条 適用の場合			第 項適用		適用 理由						

上記のとおり旅行を命令（依頼）する。

命令 権 者	副市長	主務 部長	主務 次長	課長	係長	係	部長	次長	課長	係長	係

備考 公用車等を使用する場合には、適用理由欄に記入すること。